

熊本県告示第291号

熊本県景観条例（昭和62年熊本県条例第7号）第5条の規定に基づき、県土の景観形成に関する基本方針を次のように定める。

平成20年4月1日

熊本県知事 潮谷 義子

県土の景観形成に関する基本方針

私達は今、本当の意味での豊かさが求められる時代にいるが、真の豊かさは心の豊かさなしには実現できないし、心の豊かさは生活空間における優れた景観によって大きくはぐくまれる。

優れた景観は、郷土に対する誇りと愛着を生み出し、ひいては地域社会の活力を育てることにもつながるものである。

景観は、一朝一夕に形成されるものではなく、長期にわたる着実な努力の積み重ねが必要であるが、反面損なわれやすいものでもある。

私達のふるさと熊本は、雄大で多様な自然、豊かな緑と水、長い歴史の中で人々が培った風土に恵まれ、個性豊かな地域の環境や文化を形成してきた。

真に豊かな明日の熊本を開くためには、この美しい熊本の景観を守り育てていかなければならない。先人が守り育てたこの景観を新しい時代に生かしながら次代に引き継いでいくことは、現代に生きる県民一人一人の責務である。また、行政は自ら範を示すとともに、県民の景観形成活動を誘導し、援助する責を負っている。

したがって、行政と県民が一致協力して、熊本らしい景観と緑豊かな快適な環境の保全と創造に努め、真に豊かな熊本の実現を目指すため、ここに県土の景観形成に関する基本方針を定める。

1 景観形成の基本目標

県土の景観形成を進めていくための基本目標は、次のとおりとする。

(1) 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる。

私達の県土は、緑や水に代表される自然と、先人が長い歴史の中で築き上げてきた文化や生活とがあいまって、場所ごとに特徴ある熊本の風土を形成している。

このような風土の個性を活かし、それぞれの地域で個性ある景観を適正に保全し、創造することによって、県民が郷土に誇りと愛着を持つことのできる熊本らしい景観を守り育てるものとする。

(2) 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る。

景観は地域の自然や文化の尺度であると同時にそこに住む人々にとって日常生活の環境となるものである。

日常生活を快適なものとするため、調和のとれたまちなみや緑と水を生かした文化の香る空間をつくり、潤いとやすらぎに満ちた県土の景観形成を図るものとする。

2 景観形成の基本的観点

基本目標の達成を目指して、次のような基本的観点に基づいて県土の景観形成を進める。

(1) 自然との調和

景観は自然的要素と人工的要素の複合体であり、景観が良好であるためには、両者の調和が重要である。

したがって、県土の景観形成を進めるに当たっては、県土に存在する多種多様な自然的景観要素と、人間活動がもたらすさまざまな人工的景観要素との調和を図る。

(2) 歴史との調和

私達のふるさとは、それぞれの地域で、長い歴史と伝統に支えられ、日々の生活の中で培われてきたまちなみや集落などから成っている。

したがって、県土の景観形成を進めるに当たっては、このような長い歴史の中でつくられた個性ある景観と、これから作り出される新しい景観との調和を図る。

(3) ユニバーサルデザインの視点

景観は多種多様な要素から構成されているが、中でも建築物、道路、河川における工作物等の人工的構造物は景観形成に大きな位置を占めている。

したがって、県土の良好な景観形成を図るため、これらの人工的構造物の築造にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を考慮するとともに、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせるよう配慮する。

3 景観形成の方策

熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育て、緑豊かな潤いのある快適な景観をつくるための方策として、次のようなことを重点的に進める。

(1) 景観形成の誘導・推進

県土の景観は、公共的空間とそれ以外の私的空間における景観形成活動により形成される。

県土の優れた景観形成を図るため、県は自ら行う公共事業等においては先導的役割を果たすよう努めると同時に、住民が行う私的空間における景観形成行為に対しては指導・助言するとともに積極的援助を行う。

(2) 景観形成に関する合意の形成

優れた景観は、県民一人一人の意識の向上に待つところが大きくその上にはぐくまれるものである。

このため、景観教育の推進、行政と県民が一体となったキャンペーンの展開など総

合的な啓発施策の幅広い展開を図りながら、県民の景観形成に関する合意形成を進める。

(3) 景観形成活動の促進

優れた景観は、地域住民の自発的な行動により形成されることが望ましい。

このため、住民が行う景観形成のための協定や運動に対し、積極的に援助・協力を
行い推進する。